

第10回農業委員会定例会(議事録)

1. 日 時	平成29年10月30日(月)	午前10時00分 午前10時30分
2. 場 所	竹原市民館 3階 第5会議室	
3. 出席農業委員	1 西野委員, 2 赤坂委員, 3 石本委員, 4 山元委員, 5 祐本委員, 欠席農業委員  出席推進委員 岡田委員, 吉木委員, 佐伯委員	
4. 説明員	向井事務局長, 道面主任主事, 森永主任主事, 西原技師	
5. 審議案件	議案第34号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第35号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第35号	非農地証明申請について
	報告第10-1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
	報告第10-2号	農地転用(農業用施設)の届出について

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から平成29年第10回竹原市農業委員会総会を開催致します。本日の議事録署名者に、4番 山元委員を指名いたします。なお、本日の欠席は、ございません。
議 長	それでは、日程第1、議案第34号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局の説明をお願いします。
局 長	申請地は、竹原市東野町247番4の1筆で、地目は畑、面積は36㎡で、用途が定められた区域にある農地で、第3種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った、岡田推進委員から、補足説明をお願いします。
岡田推進委員	申請地は、東野町にある在屋神社より東へ約50mの位置にあります。 申請の事由は、農業用倉庫及び車庫として使用している建物が、老朽化したため申請されたものです。また、現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。  「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。  「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。
議 長	つぎに、日程第2、議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。 事務局の説明をお願いします。
局 長	申請地は、竹原市福田町111番5、111番6、の2筆で、地目は2筆とも畑、面積は合計614㎡、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で2種農地と判断いたします。この度の許可前着手に至った経緯を記した始末書の提出がありました。譲受人は農地法をよく知らず着手し、大変申し訳なく今後この様なことのないよう深く反省されております。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った、石本委員から、補足説明をお願いします。
石本委員	申請地は、福田町の打越住宅バス停より東に約300mに位置し、現地確認時、太陽光パネルが設置されていました。

	説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。  「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。  「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。
議 長	つぎに、日程第3、議案第36号「非農地証明について」を議題と致します。 1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	1番の申請地は、竹原市吉名町4193番地、4195番地、地目は2筆とも畑、面積は合計832㎡で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で2種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った、吉木推進委員から、補足説明をお願いします。
吉木推進委員	申請地は、吉名町にある西方寺より東へ約270mの位置にあり、申請の事由は、昭和40年頃から耕作不適により耕作されず、今後においても農地として耕作の予定はなく、この度地目変更登記を行うため、非農地証明を申請されたものです。 又、現地確認時、竹や樹木が茂り、農地ではありませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。  「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。  「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。
議 長	2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	2番の申請地は、竹原市忠海町2680番地、地目は畑、面積は23㎡で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で2種農地と判断いたします。

	説明は以上です。
議 長	現地確認を行った、佐伯推進委員から、補足説明をお願いします。
佐伯推進委員	申請地は、忠海団地より西へ600m付近にあります。申請の事由は、昭和60年頃から耕作が不便で耕作なくなり、今後においても農地として耕作の予定はなく、この度地目変更登記を行うため、非農地証明を申請されたものです。 又、現地確認時、樹木が茂り、農地ではありませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。  「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。  「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。
議 長	日程第4、報告第10-1号「農地法第3条の3第1項の届出について」事務局職員をして報告申し上げます。
局 長	それでは、報告第10-1号について説明を致します。平成29年9月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。 件数は4件、筆数は田30筆、畑16筆、面積は20,095㎡の届出がありました。 詳細につきましては、参考資料の届出台帳をご覧ください。
議 長	報告第10-2号「農地転用(農業用施設)の届出について」事務局職員をして報告申し上げます。
局 長	それでは、報告第10-2号について説明を致します。 農地転用(農業用施設)の届出がありましたので報告いたします。転用計画は、出荷野菜の一時保管用の低温冷蔵庫の設置となっております。 報告は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	・農業委員、農地利用最適化推進委員ブロック別研修会(11/27日開催)について
議 長	以上をもちまして、第10回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

平成29年11月30日

議 長 祐本 征武

署名委員 山元 禮子